（基幹通信室及び重要無線室）

第六十二条　［略］

2　基幹通信室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

イ　陸上に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。）。

ロ　地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（イに掲げる無線局との間に通信を行うことを目的とするものに限る。）。

二　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、前号イ又はロに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

［三　略］

［3～5　略］

（陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務）

第二百九十三条　陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　陸上等（電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。）又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に関すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあっては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。

［二～四　略］

［2　略］

（基幹通信室及び重要無線室）

第六十二条　［同上］

2　［同上］

一　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、陸上に開設する無線局であって移動中の運用を行わないもの（航空機又は船舶に開設する無線局との間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。次号において「基幹通信関係無線局」という。）に係る無線局免許等関係事務に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

［新設］

二　基幹・衛星移動通信課の所掌事務のうち、基幹通信関係無線局に係る電波の利用の促進に関すること（重要無線室の所掌に属するものを除く。）。

［三　同上］

［3～5　同上］

（陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務）

第二百九十三条　［同上］

一　陸上又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に関すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあっては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。

［二～四　同上］

［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第六十三条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事	（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十四条第三項及び第六十三条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十二条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事